

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>市町村等の保険者が保有し岐阜県国民健康保険団体連合会が保管する、医療、健康診査及び介護に関するデータを抽出し、これに不可逆的匿名化処理を施したうえで、令和7年度分のデータの追加を行う。</p> <p>また、実施した分析の市町村等理解促進のため、圏域別研修会や分析ツールの活用支援を実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業はレセプトデータなど個人情報を大量に扱うため、その取扱いに精通していなければならない。 ・分析結果の市町村等へ効果的な理解促進のためには、市町村等の保健事業の事情にも精通している必要がある。 ・当該事業で開発した分析ツールで医療、健康診査及び介護に関するデータを扱うには、ツールに対応するように匿名化及び不可逆的処理する必要がある。 <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法の規定により設立されている公法人であり、診療報酬の審査・支払い及びレセプト、保健事業に対する援助等をその主な業務としている。 ・同会は市町村が実施する保健事業に対する援助等をヘルスサポート事業を通じて実施しており、市町村の事情に精通している。 ・同会は平成30年度からの受託事業者であり、これまで分析ツールに対応した医療、健康診査及び介護に関するデータの不可逆的匿名化処理の作業に携わっており、当該事業で開発したツールにおいて、その取扱いができ、また、保健事業の展開や医療費適正化の取組みを行う市町村の要望にこたえ新たな機能の追加などツールの変更に対応することができるのは、同会以外にない。 <p>以上により、当該事業を適正かつ効果的に実施できる者は「岐阜県国民健康保険団体連合会」が適当である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。